

京田辺市営大住霊園

使用の手引き



京田辺市では、市営大住霊園を適正に維持管理するため、墳墓地使用について諸条件や手続きを墓地条例で定めています。

墳墓地を使用する際には、この使用の手引きを必ず遵守してください。また、この手引きは、大切に保管してください。

京田辺市

目 次

1	使用上の制限	……	2
2	埋蔵物の制限	……	2
3	墳墓地使用許可証	……	2
4	使用許可の取り消し	……	2
5	使用権の消滅	……	3
6	使用権の承継	……	3
7	墳墓地の返還	……	4
8	無縁墳墓地の改装等	……	4
9	禁止行為	……	5
10	使用上の届出、手続き		
	■ 墓碑等を建てる時	……	5
	■ 墓碑等工事が完了した時	……	6
	■ 墳墓地に焼骨を埋蔵する時	……	7
	■ 住所や氏名を変更した時	……	7
	■ 墳墓地使用許可証を紛失又は汚損した時	……	7
11	墓碑等設置基準	……	8
12	工事に関する注意事項	……	8
	参考資料	施工届、完成届、設計図、区画配置図、墓地位置図	

1 使用上の制限

墳墓地の使用に関する制限は、次のとおりです。

- (1) 墳墓地の使用は、使用者 1 人につき 1 区画です。
- (2) 墳墓地は、墓碑等の設置及び焼骨の埋蔵以外の目的で使用することはできません。
- (3) 墳墓地内には、植栽することはできません。

2 埋蔵物の制限

墳墓地には、焼骨以外のものを埋蔵することはできません。

3 墳墓地使用許可証

墳墓地の使用を許可したことの証として、墳墓地使用許可証を交付します。墳墓地使用許可証は、墓碑の建立、焼骨の埋蔵等墳墓地の使用の際に必要なほか、使用权を証明する重要なものですから、大切に保管してください。

4 使用許可の取り消し

使用者が次のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消すことがあります。

- (1) 許可を受けた目的以外に使用したとき
- (2) 使用权を第三者に譲渡し、又は墳墓地を転貸したとき

- (3) 墳墓地の維持管理をしないで放任のまま3年が経過したとき
- (4) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき
- (5) 条例又は規則若しくは市長の付した条件に違反したとき
- (6) 墓地管理料を3年間納入しないとき
- (7) 許可を受けた日から起算して3年を過ぎても墓碑等を設置しないとき

5 使用権の消滅

使用者が次のいずれかに該当する場合は、使用権は消滅します。

- (1) 使用者が死亡したのち、相続人又は親族若しくは縁故者で先祖の祭祀を主宰する者がなく、かつ墓地管理料が未納で3年が経過したとき
- (2) 使用者が行方不明となり、墓地管理料が未納で3年が経過し、かつ祭祀を主宰する者がいないとき

6 使用権の承継

使用者の死亡その他の理由により、墳墓地の使用権を承継しようとする者は、次の書類を添えて墳墓地使用権承継申請を行わなければなりません。

- (1) 墳墓地使用権承継申請書（様式第8号）
- (2) 前使用者の墳墓地使用許可証
- (3) 前使用者との関係を証する書類（戸籍謄本等）
- (4) その他必要に応じ市長が指定する書類

7 墳墓地の返還

使用者は、墳墓地を使用しなくなったときは、直ちに届け出るとともに、墳墓地を原状に回復して返還しなければなりません。この場合、既納の使用料は還付しません。

ただし、使用者が3年以内に返還する場合に限り、既納の使用料の半額を還付します。

使用者が墳墓地を返還するときは、次の書類を添えて届け出てください。

- (1) 墳墓地返還届（様式第9号）
- (2) 墳墓地使用料還付請求書（様式第2号）
- (3) 墳墓地使用許可証

8 無縁墳墓地の改葬等

墳墓地の使用権が消滅したときは、市長は、その墳墓を無縁として改葬又は移転します。

9 禁止行為

次の行為を禁止します。

- (1) 墓地を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 樹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 物品の販売その他の営利行為をすること。
- (5) 貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 鳥獣等を捕獲し、又は損傷すること。
- (7) 生の供物を墓参のあと放置すること。
- (8) 駐車場以外の場所へ車両を乗り入れ、又は駐停車すること。
- (9) 以上に掲げるもののほか、墓地の利用及び管理に支障がある行為をすること。

10 使用上の届出、手続き

次のいずれかに該当する場合は、すみやかに手続きを済ませてください。

■墓碑等を建てる時

工事に着手する5日前（土日、祝日を除く）までに次の書類を添えて工事施工届（2部）を提出し、施工承認を受けてください。施工承認がなければ、工事に着手できません。

(1) 墳墓地工事施工届 (様式第5号)

- ・施工業者名欄には、施工業者名、連絡先及び担当者名を記入してください。

(2) 仕様書、設計図面

- ・設計図面は、平面図と立面図を添付してください。
- ・仕様書は、墓碑等の材質等を記入してください。

※設計図面への記入でも可

(3) 墳墓地使用許可証写し

■墓碑等工事が完了したとき

工事が完了したときは、次の書類を添えて工事完成届 (1部) を提出し、完了検査を受けてください。

(1) 墳墓地工事完成届 (様式第6号)

(2) 写真

- ・墓碑等設置工事

①納骨室の写真 1枚 (工事中)

②完成後写真 4枚 (正面、左右側面、背面)

- ・文字追加彫工事

○完成後写真 2枚 (墓碑等全体、文字彫刻箇所)

■墳墓地に焼骨を埋蔵するとき

墓地、埋葬等に関する法律に基づく届出が必要です。次の書類を納骨されるまでに提出してください。

- (1) 埋火葬許可証
- (2) 墳墓地使用許可証写し

■住所や氏名を変更したとき

住所や氏名が変わったときは、次の書類を提出し、すみやかに手続きを済ませてください。

- (1) 使用者住所氏名変更届（様式第7号）
- (2) 墳墓地使用許可証
- (3) 記載事項の変更証明書類（住民票等）

■墳墓地使用許可証を紛失又は汚損したとき

次の書類を提出し、再交付の手続きをしてください。

- (1) 墳墓地使用許可証再交付申請書（様式第4号）
- (2) 墳墓地使用許可証（汚損の場合）

1 1 墓碑等設置基準

墓碑等の設置基準は、次のとおりです。違反した場合は、使用者の負担と責任で是正していただきます。

- (1) 墓碑等の高さは、墓地面から180センチメートル未満とする。
- (2) 囲障の高さは、墓地面から30センチメートル未満とする。
- (3) 巻石に穴を開けたり、固定金具やモルタルを除去してはならない。
- (4) 巻石の上部に工作物を載せたり、張り出すように設置してはならない。
- (5) 墓石には必ず建立者（施主）として、墳墓地の使用を許可された者の氏名を刻字すること。

※ただし、移設等の特別の事情がある場合は相談してください。

1 2 工事に関する注意事項

墓地面内の工事の施工にあたっては、次の事項に十分留意してください。

- (1) 工事場所付近に墓参者がある場合は、墓参者の安全を確保し、迷惑にならないよう注意して工事を行うこと。
- (2) 荷下ろしは、必ず駐車場内で行うこと。

- (3) 運搬車（キャタピラ車等）の使用は禁止する。
- (4) 水汲み場では、工所用資機材及び工具等は洗わないこと。セメント等は絶対に流さないこと。
- (5) 工事により発生した残材等は持ち帰り、付近に廃棄しないこと。
- (6) 工事を終了するときは、隣接する墳墓地を汚していないか点検し、必要な場合は清掃すること。
- (7) 墓地内で文字彫刻工事をしてはならない。
- (8) 日曜日及び祝日は工事をしてはならない。
- (9) 墓地条例に違反したり、又は職員の指示に従わない場合は、墓地内への立ち入りを禁止する。

市営墓地に関する申請窓口・問い合わせ先

〒610-0393 京田辺市田辺 80 番地

京田辺市経済環境部環境課

TEL:0774-64-1366 FAX:0774-64-1359

E-mail:kankyo@city.kyotanabe.lg.jp

令和2年12月作成

【参考】

様式第5号（第12条関係）

墳墓地工事施工届

年 月 日

（あて先）京田辺市長

申請者 住所
氏名 ⑩
電話番号

墳墓地の工事を行いますので、京田辺市墓地条例施行規則第12条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

墓 地 の 名 称	京田辺市営大住霊園		
墳 墓 地	許 可 年 月 日	年 月 日	
	許 可 番 号		
	区 画 番 号		
工 事 期 間	着工 完成	年 月 日 年 月 日	日 日(予定)
工 事 区 分	<input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 改修 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 除却 <input type="checkbox"/> その他()		
施 設 の 概 要	墓碑の高さ センチメートル 囲障の高さ センチメートル その他		
添 付 書 類	設計図面、仕様書		
施 工 業 者 名	電話 担当		

上記工事の施工を承認する。

京環第 号
年 月 日

申請者 様

京田辺市長 ⑩

【参考】

様式第6号（第12条関係）

墳墓地工事完成届

年 月 日

（あて先）京田辺市長

申請者 住所
氏名
電話番号

㊞

墳墓地工事が完成しましたので、下記のとおり京田辺市墓地条例施行規則第12条第2項の規定により届け出ます。

記

墓 地 の 名 称	京田辺市営大住霊園		
墳 墓 地	許 可 年 月 日	年 月 日	
	許 可 番 号		
	区 画 番 号		
完 成 の 年 月 日	年 月 日		
工 事 区 分	<input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 改修 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 除却 <input type="checkbox"/> その他()		
施 設 の 概 要	墓碑の高さ センチメートル 囲障の高さ センチメートル その他		
添 付 書 類	設計図面、仕様書		
施 工 業 者 名			

上記工事は、年 月 日に完了検査を行い、検査に合格したので報告します。

年 月 日

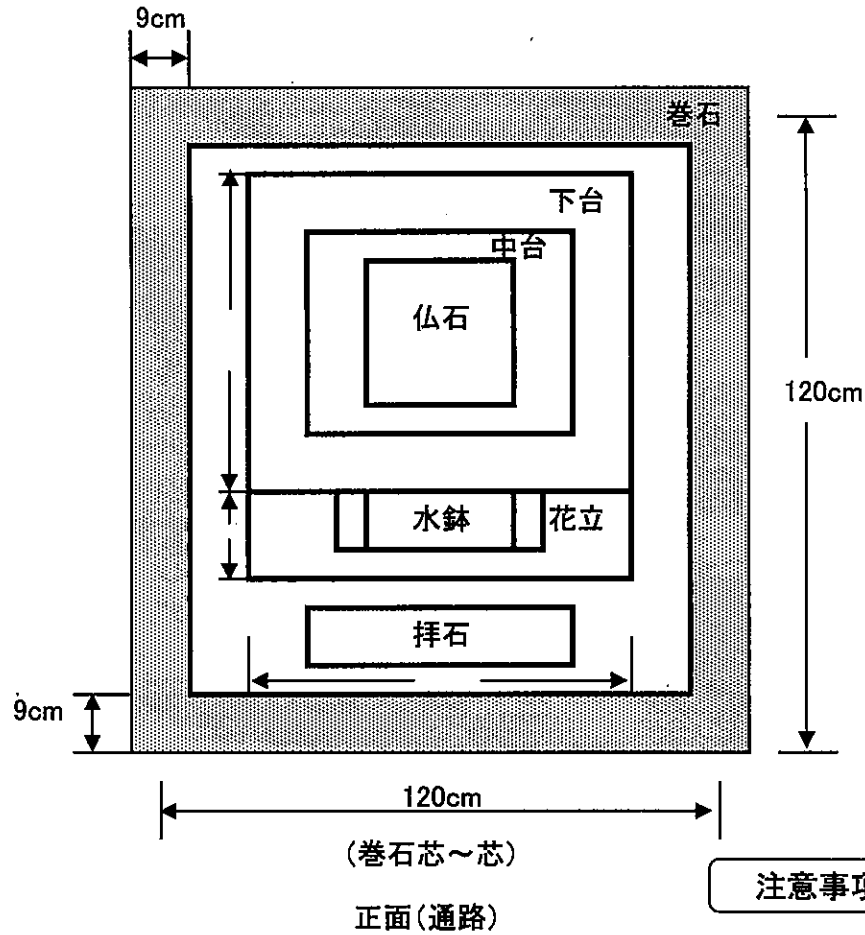
京田辺市長 様

検査員
立会人

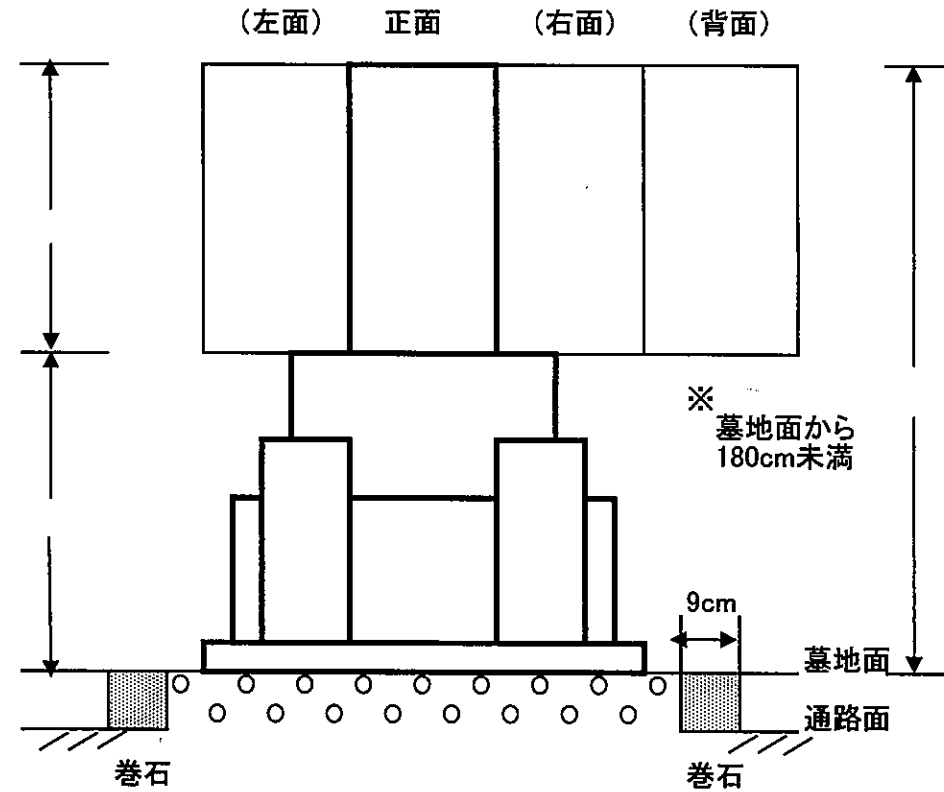
㊞
㊞

参考例 設計図

平面図



立面図(展開図)



注意事項

- 1 墓碑及び工作物の高さは、墓地面から180cm未満とする。
- 2 囲障の高さは、墓地面から30cm未満とする。
- 3 巻石に穴を開けたり、巻石の上に工作物を乗せてはならない。
- 4 墓碑には、必ず建立者の氏名を刻字すること。(展開図に各面の刻字文字を記入すること。)

市営大住園区画図



山手幹線

京奈和自動車道

大住園
駐車場

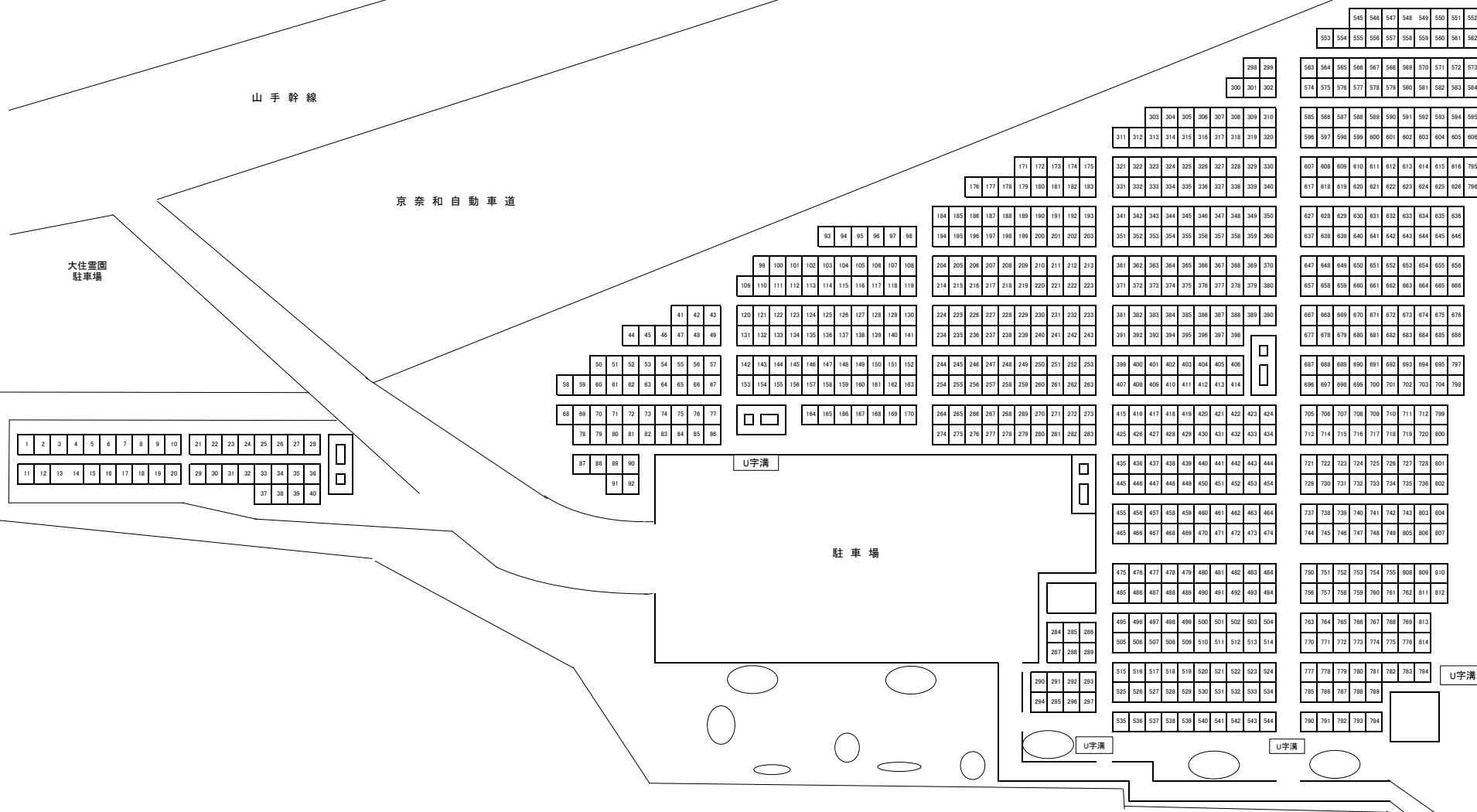
駐車場

U字溝

U字溝

U字溝

U字溝



1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	21	22	23	24	25	26	27	28
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	29	30	31	32	33	34	35	36
										37	38	39	40				

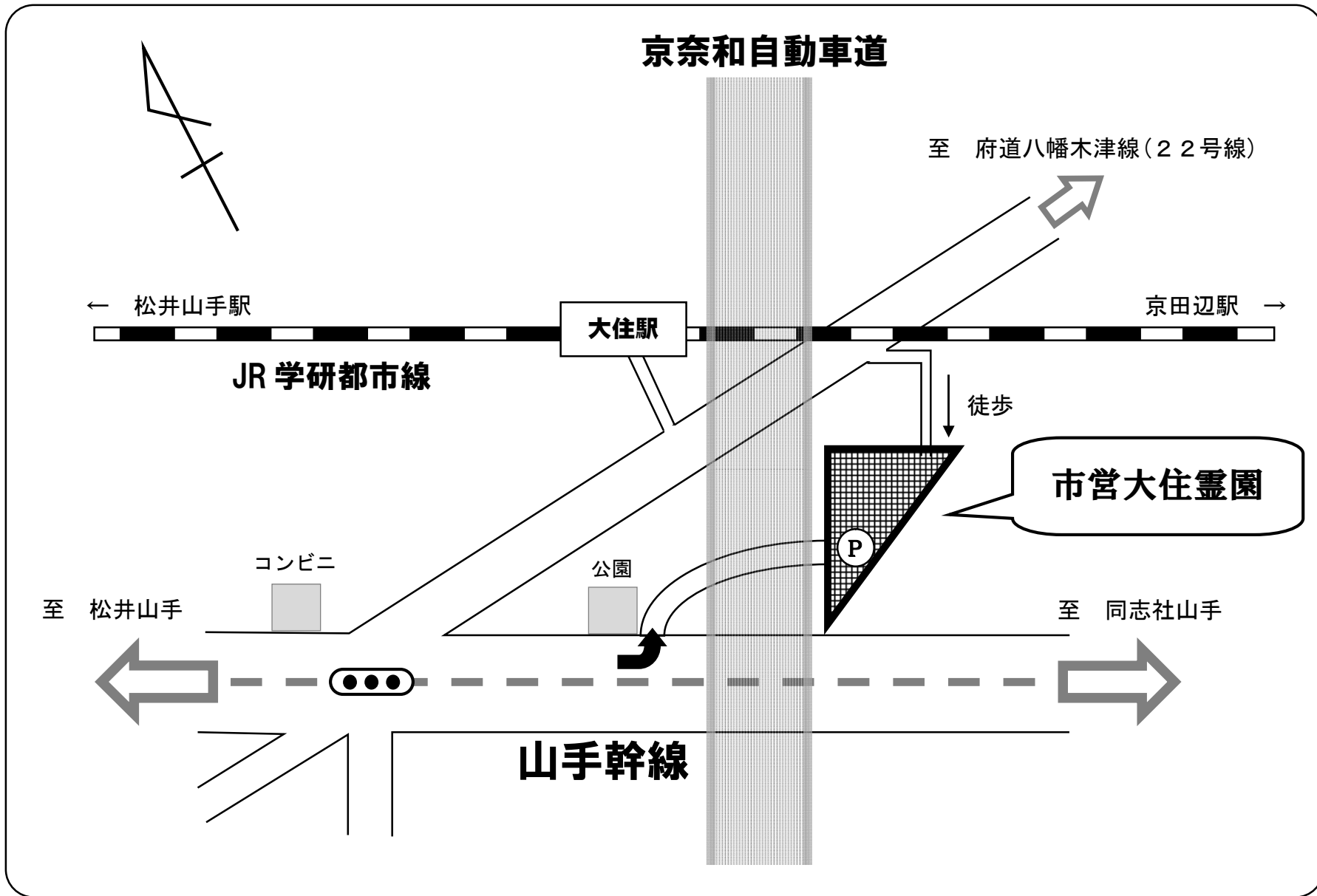
41	42	43							
44	45	46	47	48	49				
50	51	52	53	54	55	56	57		
58	59	60	61	62	63	64	65	66	67
68	69	70	71	72	73	74	75	76	77
78	79	80	81	82	83	84	85	86	
87	88	89	90						
91	92								

93	94	95	96	97	98					
99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	
109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119
120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130
131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141
142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152
153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163
164	165	166	167	168	169	170				

171	172	173	174	175					
176	177	178	179	180	181	182	183		
184	185	186	187	188	189	190	191	192	193
194	195	196	197	198	199	200	201	202	203
204	205	206	207	208	209	210	211	212	213
214	215	216	217	218	219	220	221	222	223
224	225	226	227	228	229	230	231	232	233
234	235	236	237	238	239	240	241	242	243
244	245	246	247	248	249	250	251	252	253
254	255	256	257	258	259	260	261	262	263
264	265	266	267	268	269	270	271	272	273
274	275	276	277	278	279	280	281	282	283

284	285	286	287	288	289					
290	291	292	293	294	295	296	297			
298	299	300	301	302						
303	304	305	306	307	308	309	310			
311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	
321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	
331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	
341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	
351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	
361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	
371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	
381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	
391	392	393	394	395	396	397	398			
399	400	401	402	403	404	405	406			
407	408	409	410	411	412	413	414			
415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	
425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	
435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	
445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	
455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	
465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	
475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	
485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	
495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	
505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	
515	516	517	518	519	520	521	522	523	524	
525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	
535	536	537	538	539	540	541	542	543	544	
545	546	547	548	549	550	551	552			
553	554	555	556	557	558	559	560	561	562	
563	564	565	566	567	568	569	570	571	572	573
574	575	576	577	578	579	580	581	582	583	584
585	586	587	588	589	590	591	592	593	594	595
596	597	598	599	600	601	602	603	604	605	606
607	608	609	610	611	612	613	614	615	616	795
617	618	619	620	621	622	623	624	625	626	796
627	628	629	630	631	632	633	634	635	636	
637	638	639	640	641	642	643	644	645	646	
647	648	649	650	651	652	653	654	655	656	
657	658	659	660	661	662	663	664	665	666	
667	668	669	670	671	672	673	674	675	676	
677	678	679	680	681	682	683	684	685	686	
687	688	689	690	691	692	693	694	695	797	
696	697	698	699	700	701	702	703	704	798	
705	706	707	708	709	710	711	712	799		
713	714	715	716	717	718	719	720	800		
721	722	723	724	725	726	727	728	801		
729	730	731	732	733	734	735	736	802		
737	738	739	740	741	742	743	803	804		
744	745	746	747	748	749	805	806	807		
750	751	752	753	754	755	808	809	810		
756	757	758	759	760	761	762	811	812		
763	764	765	766	767	768	769	813			
770	771	772	773	774	775	776	814			
777	778	779	780	781	782	783	784			
785	786	787	788	789						
790	791	792	793	794						

市営大住霊園位置図



○最寄り駅：JR 大住駅（現地まで徒歩3分）

○車でお越しの場合は、山手幹線からお入りください ※右折進入できません